

『暮らしの身近な窓口』です

消費生活に関するさまざまな問題について、
4人の専門相談員が解決のお手伝いをしています。

マルチ商法



勧誘手口→販売組織に入会し、ほかの人に売ったり、人を入会させたりすると、多大な利益が得られると勧める。

販売品目→化粧品・健康食品・下着など

アドバイス

うまい話には要注意。実際にもうかるのは一握りの人で、大半の人は買わされた商品と借金が残ることになります。

友人を巻き込むので人間関係が壊れる恐れもあります。

アポイントメントセールス



勧誘手口→販売目的を隠して電話で呼び出し、高額な商品や割引サービス会員権を契約させる。

販売品目→会員権・宝石・パソコン・ビデオテープなど

アドバイス

異性からの親しげな電話や手紙で誘われても出かけないことです。

資格商法の2次被害



勧誘手口→以前受講した講座が終了していないなどと電話で勧誘し、新たな商品を契約させる。

販売品目→行政書士などの資格取得講座

アドバイス

以前契約した人が2次・3次被害に遭うケースが増えています。前契約とは無関係なので、業者に惑わされないように。あいまいな返事は厳禁です。

内職・モニター商法



勧誘手口→在宅で高収入が得られると言って広告やダイレクトメールで勧誘し、登録料や多額の受講料・教材を売りつける。

販売品目→パソコン・パソコンソフトなど

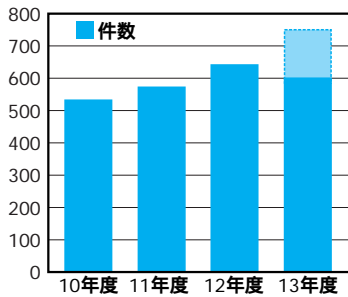
アドバイス

実際に仕事を紹介する前に、高額な金銭負担を要求する業者が多いので要注意です。また、仕事はほとんど紹介されません。

身近に起きていている悪質商法による被害

消費生活センターに寄せられた相談の中で年々増加している悪質商法。いずれも巧妙な手口のものばかりです。わたしたちの身近にもこんな悪質商法があることを知っておきましょう。

消費生活センターに寄せられた相談件数



(12月末、アミ部分は3月末予想件数)

こんなに相談が寄せられています

消費生活センターには、平成13年4月から約600件もの相談が寄せられています。左表のとおり、年々増加の一途をたどっています。

主な相談内容

消費者金融・クレジットカードによる多重債務に関する相談

商品の契約や解約の相談

ツーショットダイヤル、携帯電話などの電話関連サービスの相談、インターネットショッピングなどの相談

万一被害にあった
と思つたら

まず、クーリングオフ制度(消費者保護のために一定期間内であれば一方的に契約を解除できる制度)を利用しましょう。

申込書・契約書面を受け取った日を含めて8日以内に、左の見本のように書面(ハガキ)に書いてコピーを取って配達記録郵便か簡易書留で通知しましょう。内職・モニター商法やマルチ商法は20日以内でしたら有効です。

クーリングオフの期間が過ぎてしまつて、どうしてよいか迷つた場合や、判断が難しいと思つたら早めに消費生活センターへ。

パソコンや携帯電話の普及で多く見られるトラブルには
インターネット
インターネット
(ネットショッピング・ネットオークションなど)
トラブルの内容
頼んだ商品が届かない。オークションで落札した商品が偽物だった。
。アドバイス
代金を前払いしないこと。重要事項はプリントアウトしたり、フロッピーなどに保存する。
クレジット番号を送信する場合は、必ずセキュリティシステムを確認する。



トラブルの内容
。トラブルの内容
数年前に利用した料金が未納ですと、料金のほかに延滞料、手数料など法外な料金を請求される。
。アドバイス
根拠のない請求には絶対に応じない。

トラブルの内容
。トラブルの内容
数年前に利用した料金が未納ですと、料金のほかに延滞料、手数料など法外な料金を請求される。
。アドバイス
根拠のない請求には絶対に応じない。



契約解除通知書(ハガキ)の見本 (コピーをとって保管しておきましょう。)

あて名

〒

市 町 番地

株式会社
代表者様

裏面

契約解除通知書

契約年月日 平成 年 月 日

商品名

契約金額 金 円

販売会社名 株式会社 営業所

担当者 氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払済み
の 円を返金し、商品を引き取ってください。

平成 年 月 日

市 町 丁目 番地

氏 成

クレジットを
組んでいる場合は、
信販会社にも通知
しましょう。

深刻化する多重債務・自己破産

20歳代~50歳代と幅広い年代から相談があります。気軽にカードで買い物をしたり、長引く不況などで、自分の返済能力を超える債務を抱え、自己破産申告者が急増しています。多重債務に陥ると周りが見えなくなって、返済のために借金を重ねる悪循環を繰り返してしまいます。債権者の過酷な取り立てに苦しみ、1人で悩んでいても解決にはなりません。きちっとした法的手続きを取って、債務整理することをお勧めします。

困ったときは相談を

消費生活センターでは、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで、市役所2階の相談室で、暮らしの中のいろいろな相談を受け付けています。

相談のほかにも、暮らしに役立つ図書やビデオの貸し出し、情報の提供、希望があれば出前消費者講座なども開催しています。「おかしいな」「困った」と思つたら消費生活センターに相談してみましょ。

くわしくは消費生活センター
(☎ 23 1161)へ。